

2023年12月25日

法人募集代理店にてご加入のお客さまへ
「取扱総則規定約款」「普通保険約款」の改定について（2023年12月）

2023年12月25日より、以下の商品について、当社の「取扱総則規定約款」「普通保険約款」の内容の一部を改定しますのでお知らせします。

改定内容はP2-3「ご契約のしおり・約款 変更のお知らせ」をご覧ください。

1. 改定の対象となる商品名

【取扱総則規定約款の改定】

- ・ My 介護 Best プラス
- ・ たんぽぽ認知症年金保険
- ・ たんぽぽ認知症治療保険
- ・ 認知症治療終身保険
- ・ ひまわり認知症予防保険
- ・ 長生き My 介護

- ・ インターネット専用商品
 - ・ 感染症プラス入院一時金保険
 - ・ 感染症プラス入院一時金保険（引受基準緩和型）
 - ・ ひまわり認知症予防保険

【普通保険約款の改定】

- ・ My 年金 Best 外貨 2
- ・ マイ贈与（米ドル・豪ドル）

2. 改定日

2023年12月25日

以 上

「ご契約のしおり・約款」変更のお知らせ

(2023年12月版)

- 「ご契約のしおり・約款」の記載内容につきまして、本文書のとおり、一部を変更させていただきます。まことに恐縮ですが、「ご契約のしおり・約款」と合わせてご一読・保管くださいますようお願いいたします。

対象のご契約のしおり・約款	対象となる約款
<ul style="list-style-type: none">● 無配当終身認知症・生活介護年金保険（低解約払戻金型）（001）（2022年4月版） （商品名：My介護Bestプラス・たんぼぼ認知症年金保険）● 無配当通増認知症治療終身保険〔I型〕（無解約払戻金型）（001）（2022年4月版） （商品名：たんぼぼ認知症治療保険・認知症治療終身保険）● 無配当選択緩和型認知症診断保険（無解約払戻金型）（001）（2022年4月版） （商品名：ひまわり認知症予防保険）● 無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険（001）（2023年7月版） （商品名：長生きMy介護）	<ul style="list-style-type: none">● 取扱総則規定約款
インターネット専用商品 <ul style="list-style-type: none">● 保険組曲Best（2023年5月版） （商品名：感染症プラス入院一時金保険）● ひまわり認知症予防保険・保険組曲Best既成緩和（2023年11月版） （商品名：感染症プラス入院一時金保険（引受基準緩和型）、ひまわり認知症予防保険）	
<ul style="list-style-type: none">● 無配当通貨指定型一時払個人年金保険（2022年4月版） （商品名：My年金Best外貨2）	<ul style="list-style-type: none">● 無配当通貨指定型一時払個人年金保険普通保険約款
<ul style="list-style-type: none">● 無配当通貨指定型生存給付金付特別養老保険（2022年4月版） （商品名：マイ贈与（米ドル・豪ドル））	<ul style="list-style-type: none">● 無配当通貨指定型生存給付金付特別養老保険普通保険約款

【1】「取扱総則規定約款」の変更

第36条に、第3項を新設し、つぎのとおり変更します。

5. デビットカード等およびクレジットカードによる保険料等の払込

（デビットカード等による保険料等の払込）

第36条 保険契約者は、会社の指定したデビットカードを利用することにより保険料等を払い込むことができます。

- ② 前項の場合、会社所定の端末機に口座引落確認を表す電文が表示された時に保険料等が払い込まれたものとして取り扱います。
- ③ 第1項のほか、保険契約者は、会社の指定した電子決済を利用することにより保険料等を払い込むことができます。この場合、会社が実際に保険料等を受け取る前の所定の時を保険料等を受け取った時とみなして取り扱うことがあります。この取扱を行った場合は、保険契約者に責任開始の日を通知します。

【2】「無配当通貨指定型一時払個人年金保険普通保険約款」の変更

第36条に、第3項を新設し、つぎのとおり変更します。

17. その他

(デビットカード等による保険料等の払込)

第36条 保険契約者は、会社の指定したデビットカードを利用することにより保険料等を払い込むことができます。

- ② 前項の場合、会社所定の端末機に口座引落確認を表す電文が表示された時に保険料等が払い込まれたものとして取り扱います。
- ③ 第1項のほか、保険契約者は、会社の指定した電子決済を利用することにより保険料等を払い込むことができます。この場合、会社が実際に保険料等を受け取る前の所定の時を保険料等を受け取った時とみなして取り扱うことがあります。この取扱を行った場合は、保険契約者に責任開始の日を通知します。

【3】「無配当通貨指定型生存給付金付特別養老保険普通保険約款」の変更

第30条に、第3項を新設し、つぎのとおり変更します。

14. その他

(デビットカード等による保険料の払込)

第30条 保険契約者は、会社の指定したデビットカードを利用することにより保険料を払い込むことができます。

- ② 前項の場合、会社所定の端末機に口座引落確認を表す電文が表示された時に保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
- ③ 第1項のほか、保険契約者は、会社の指定した電子決済を利用することにより保険料を払い込むことができます。この場合、会社が実際に保険料を受け取る前の所定の時を保険料を受け取った時とみなして取り扱うことがあります。この取扱を行った場合は、保険契約者に責任開始の日を通知します。



【本社】

〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

【お客様サービスセンター】

電話番号 0120-97-2111 (通話無料)

営業時間 月～金曜日 9時～18時 土・日曜日 9時～17時

(祝日・年末年始(12月30日～翌年1月4日)は休業します)